

# 妊婦及び中学生以下の方に 助成制度を拡大しました

## 助成対象者及び助成額

全額助成	(1) 優先接種対象者に該当する方で 下記の①②に該当する方 ①市民税非課税世帯の方 ②生活保護法の被保護者 (2) 1歳～中学生で小児慢性特定疾患受給者
一部助成	全額助成対象以外の方で下記に該当する方 (1) 妊婦（市民税課税世帯）：助成額 1,800 円 （自己負担額 1800 円） (2) 1歳～中学生：助成額 1回 1,000 円 （自己負担額 1回目 2,600 円・2回目 1,550 円）

## 優先接種対象者

1. 基礎疾患を有する方
2. 妊婦
3. 1歳から小学校3年生まで
4. 1歳未満の小児の保護者
5. 優先接種対象者のうち身体の上の理由により、予防接種が受けられない方の保護者
6. 小学校4年生から高校生までに相当する年齢の方
7. 65歳以上の方

\*全額助成の方は、事前手続きが必要です。

\*一部助成の方は、事前手続きは必要ありません。市内医療機関で接種の場合は、予防接種時に、医療機関窓口で母子健康手帳と保険証をご提示ください。助成額を差し引いた自己負担額で接種できます。

\*全額・一部助成にかかわらず市外医療機関で接種を受ける場合は、全額費用を医療機関窓口で支払っていただき、後から市へ申請してください。

新型インフルエンザワクチン接種費用は、全国一律で料金が設定されています。

1回目：3,600円 2回目：2,550円（1回目と違う医療機関での接種の場合 3,600円）

## 全額助成の方の事前手続き

(1) 医療機関に、新型インフルエンザワクチン接種の予約をとる。

(2) 予約日までに、健康管理課窓口で、助成の申請書を記入し、「牛久市新型インフルエンザワクチン接種助成証明書」の交付を受ける。

【証明書申請に必要なもの】

印鑑・予防接種を予約した病院名、所在地、電話番号

(3) 予約当日、医療機関の窓口で「牛久市新型インフルエンザワクチン接種助成証明書」を提出する。

※新型インフルエンザワクチン接種費用については、証明書を提出すれば、医療機関窓口で支払う必要はありません。

## 助成対象者で、新型インフルエンザワクチン接種を受け、全額費用を支払った方

助成対象に応じた接種費用の助成をします。健康管理課窓口で申請してください。

【助成申請に必要なもの】

- ①印鑑
- ②新型インフルエンザワクチン接種領収書
- ③新型インフルエンザ予防接種済証
- ④本人名義の振込み口座（銀行名・支店名・口座番号）の分かるもの